



2021年3月22日

各位

会社名 青山商事株式会社
代表者名 代表取締役社長
兼執行役員社長 青山 理
兼営業本部長
(コード番号 8219 東証第一部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
グループ経営本部長 山根 康一
兼総合企画部長
(TEL 084-920-0050)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年6月29日開催予定の当社第57回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2006年6月29日開催の当社第42回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額6億円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）とすること、また、2018年6月28日開催の当社第54回定時株主総会において、上記報酬額の範囲内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、事後交付型株式報酬制度に関する報酬等として、金銭報酬債権を付与することについてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

当社は、本日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本制度に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の具体的な額は、評価項目に対する達成度等を考慮し、報酬諮問委員会の答申を踏まえ上記の総額の範囲内で、当社取締役会にて決定いたします。なお、評価項目の指標（KPI）は、会社業績指標である連結営業利益等の中期経営計画に対する達成度合い及び社会的指標であるESGの取組み評価といたします。

2. 本制度の概要

本制度の主な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、対象者は、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することとし、対象者が当該現物出資に同意していること及び当社との間で以下の内容の一部を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本契約」という。）を締結することを条件として上記金銭報酬債権を支給するものといたします。

また、本制度及び本契約に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものといたします。

対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）
支給する金銭報酬債権の総額	年額1億円以内
各対象者に支給する金銭報酬債権の額	評価項目に対する達成度や役位等を踏まえて毎年決定
割り当てる株式の種類及び方法	当社の普通株式（本契約において第三者に対する譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為の制限（以下、「譲渡制限」という。）を付したものを発行又は処分
割り当てる株式の総数	年160,000株以内
払込金額	発行又は処分に係る各当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、対象者に有利としない金額で当社取締役会が決定
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の交付日から対象者が当社の取締役を退任する日までの間
譲渡制限の解除条件	対象者が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、割り当てた譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除 ただし、対象者が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合、譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が予め定める事由に該当する場合、当社は割り当てた譲渡制限付株式の全部又は一部を無償取得することが可能
組織再編等における取扱い	譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合、当社は、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の譲渡制限付株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除 この場合、当社は、当該解除の直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を当然に無償取得
不支給条件	不祥事等の社会通念上不適切と判断される事象が発生した場合、又は当社財務状況を勘案して譲渡制限付株式の交付が不適切と判断される場合等に該当する場合、割り当てを行わない

以上